

平成 25 年度自主防災会組織図（案）

平成 24 年度は防災協議会において防災会の初動について議論してきました。これからもウェルシーの被害想定など議論が続きますが、これまでの議論において防災会の設置について重要な議論がありましたので、「防災マニュアル（2010年3月改訂版）」に以下の新たな考え方を取り入れることとします。

・目的：

迷わずそして迅速に防災本部を立ち上げることが出来る様、本部設置基準を新たに設けるとともに、設置メンバーに新たな考え方を加えます。

・震災時の防災本部の設置基準（新しく設ける）

震度5弱以上

（防災マニュアルにはどのような場合に本部を設置するか書かれていないので、迷わず設置が出来る様、新たに設置基準を設けるものです。基準は、市の広域避難所開設基準と同じとします。

なお、震度5弱未満（震度4）でも3.11の様な大地震が発生した場合は、「地震発生。被害があれば連絡を」を放送することにします（防災本部は設置しない。）

・防災本部の設置の判断（下線部分の考え方を追加する）

本部の設置は、防災会長が判断する。防災会長が任に当たれない場合は副会長が、副会長が任に当たれない場合は本部役員が、本部役員が任に当たれない場合は集会所に集まってきた防災役員（自治会役員と前年度自治会役員）やその他の方々3人が合意して、判断する。

（下線部以外は防災マニュアル記載の内容です。ウェルシーに在宅している方全てが防災会の一員ですので、緊急時に防災役員が不在でも防災会の一員の方が迅速に本部を設置出来る様、下線部分を新たに追加するものです。）